

年度計画の実績報告に基づく自己点検・評価に係る実施要領

制 定 平成26年6月10日

最終改正 平成30年6月28日

本校は、毎年度、年度計画の実績報告に基づいて、以下の要領により自己点検・評価を行う。なお、自己点検・評価にあたっては、評価作業の負担軽減を図るとともに、自己点検・評価の結果を次年度の年度計画策定に着実に反映させることとする。

第1 実施方法（概要）

- 1 年度計画の実施主体（副校長、事務部各課、各種委員会等）は、年度の間及び終了時に年度計画の実施状況について、自己点検・評価を行う。
- 2 それらの結果を自己点検・評価・将来計画委員会に報告する。
- 3 自己点検・評価・将来計画委員会は、上記2の報告内容等を基に、年度の間においては必要に応じて年度計画の達成に向けた課題の指摘や助言等を行い、年度の終了時には当該年度の評価結果の総括と次年度の年度計画策定に向けた助言等を行う。

第2 実施主体が行う実施状況確認（自己点検）及び自己評価

- 1 年度の間（10月1日時点）及び年度の終了時（3月31日時点）における年度計画の実施状況を確認し、その内容を高専機構が提出を求める「年度計画のフォローアップ様式」の「実績報告」欄に記載する。
- 2 「実績報告」の内容には、単に実施したことを記載するのみに止まらず、実施したことによる効果・成果などPDCAサイクルを意識した内容を記載する。
- 3 上記で確認した実施状況について、「自己評価」欄に以下の4段階の評定を付す。
自己評価（4段階）
 - ◎ 年度計画を上回って実施している
 - 年度計画を十分に実施している
 - △ 年度計画を十分には実施していない
 - × 年度計画を実施していない

第3 自己点検・評価・将来計画委員会が行う確認及び審議

- 1 年度の間においては、実施状況の報告を受け、必要に応じて年度計画の達成に向けた課題の指摘や助言等を行う。
- 2 年度の終了時においては、実施状況の報告を受け、当該年度の評価結果の総括と次年度の年度計画策定に向けた助言等を行う。
- 3 自己点検・評価・将来計画委員会での審議等の結果については、次年度の年度計画策定に反映させることとする。

第4 その他

- 1 上記の評価結果は、自己点検・評価・将来計画委員会規程第6条に規定する自己点検・評価項目に基づき、適宜整理した上で、本校のウェブページで公表するものとする。

附 則

この要領は、平成25年度の実績報告から適用し、第2期中期目標・中期計画期間中の年度計画にも準用し、評価結果を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成30年6月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

【参考資料】

自己点検・評価項目と年度計画事業との関係

自己点検・評価の事項（第6条）	年度計画の事項
一 教育理念・目標に関すること	
二 教育活動に関すること	入学者の確保， 女子学生の確保 （ソフト面），教育課程の改善，コアカリ，ボランティア，FD， 教員採用 ， 教員交流 ， インターンシップ ， キャリア教育 ，企業人材活用，
三 学生生活に関すること	インターンシップ ，メンタルヘルス， キャリア教育 ，
四 学生寮に関すること	改修整備，
五 研究活動に関すること	教員採用 ， 教員交流 ，外部資金，知財管理，
六 国際交流に関すること	留学，協定
七 社会との連携に関すること	産学連携，社会人教育
八 学校運営に関すること	危機管理，経費削減，職員交流，SD，
九 将来計画に関すること	学科等の改組，
十 施設整備に関すること	女子学生の確保 （ハード面），寄宿舎整備，施設マネジメント，
十一 専攻科に関すること	専攻科の充実
十二 自己点検・評価体制に関すること	自己点検評価，J A B E E，認証評価，
十三 その他委員会が必要と認める事項	50周年